

東京都入札監視委員会交通局事前審査運営要領

	13交総第2724号
	平成14年3月29日
改正	15交総第738号
	平成15年8月1日
改正	15交総第2281号
	平成16年3月26日
改正	16交資第1784号
	平成17年3月1日
改正	19交資第1799号
	平成20年3月1日
改正	27交資第2540号
	平成28年3月30日
改正	29交資第948号
	平成29年7月25日
改正	2交資第2542号
	令和3年3月31日

この要領は、東京都交通局（以下「当局」という。）が発注した工事請負契約の事案について、入札及び契約等の過程並びに契約の内容に係る情報を公表又は通知した結果、その入札及び契約等の利害関係者のうち情報の公表又は通知の内容に不服がある者（以下「不服がある者」という。）から苦情申立てがあった場合に、東京都入札監視委員会（以下「委員会」という。）への付議に先だって当局において審査（以下「事前審査」という。）するため、「東京都入札監視委員会運営要領」（平成14年3月19日付13財経総第1719号）第四の7の(2)に基づき、その手続方法等に関して必要な事項を定める。

1 苦情申立て

(1) 利害関係者及び苦情申立ての範囲

この要領において、利害関係者及び苦情申立ての範囲は、別表－1に定めるところによる。

(2) 適用対象となる発注金額等

- ① この要領の適用対象となる事案は、予定価格が250万円を超える工事請負契約の事案（当局の行為を秘密にする必要があるものを除く。）とする。
- ② 政府調達に関する協定の対象となる工事については、「特定調達契約に係る苦情処理手続」（平成14年3月19日付13財経総第1719号）に基づき行う。

(3) 苦情申立ての方法

不服がある者は、以下に掲げる期間内に契約事務担当者等に説明を求め、その説明に不服の場合、申立書（別記様式－4）により東京都交通局長（以下「局長」という。）に対して苦情申立てを行うことができる（この場合に苦情申立てをした者を「申立者」という。以下同じ。）。

苦情申立てに当たっては、申立ての根拠となる証拠及び記録書類等を申立書に添付するものとする。

- ① 別表－１のうち①ア(ア)、①イ、②ア(ア)及び②イに掲げる苦情にあつては、利害関係者が非採用の通知を受理した日の翌日から起算して10日以内（期間の末日が都の休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日をいう。）に当たるときは、期間はその翌日に満了する。以下同じ。）
- ② 別表－１のうち①ア(イ)及び②ア(イ)に掲げる苦情にあつては、総合評価についての落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して10日以内
- ③ 別表－１のうち①ウ及び②ウに掲げる苦情にあつては、契約内容に適合した履行がされないと判断された利害関係者が、その旨の通知を受理した日の翌日から起算して10日以内
- ④ 別表－１のうち①エに掲げる苦情にあつては、申立者が入札参加資格がないとの通知を受理した日の翌日から起算して10日以内
- ⑤ 別表－１のうち②エに掲げる苦情にあつては、指名理由書を公表した日の翌日から起算して10日以内
- ⑥ 別表－１のうち③に掲げる苦情にあつては、随意契約理由書を公表した日の翌日から起算して10日以内

2 苦情処理事前審査

(1) 苦情処理の事前審査

- ① 当局は、1により申し立てられた苦情を審議するため、事前審査を行う。
- ② 事前審査は合議制で行うこととし、その構成員は、当局における契約事務担当者（資産運用部長、同部契約課長及び同部同課において契約事務を担当する課長代理）及び工事起工担当者（起工担当部長、起工担当課長及び起工担当課長代理）とし、必要に応じて同一部内の他の者（部長及び課長職にある者）がこれに当たることができる。ただし、苦情申立ての対象となっている申立て事項に直接関与する者は、当該苦情に係る審議に参加することはできない。

(2) 事前審査による審議

- ① 1による申立書類を受理した局長は、事前審査の構成員に審議を依頼する。
- ② 事前審査による審議は、苦情申立ての回答書（別記様式－5）案、申立書及び関係資料等に基づき行う。
- ③ 事前審査の構成員は、必要に応じて申立者及び苦情申立てを受けた事案の関係者から事情聴取を行う。

(3) 苦情申立てへの回答

事前審査の構成員は、審査の結果を速やかに局長に報告する。

局長は、事前審査の結果を、申立書を受理した日の翌日から起算して10日以内に回答書により申立者に回答する。ただし、苦情件数が多数に上る等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できる。

(4) 苦情申立ての却下

- ① 局長は、次の場合に苦情申立てを却下することができる。
 - ア 苦情申立てができる期間を過ぎて申立てが行われた場合
 - イ 契約事務担当者等の説明を受ける前に申立てが行われた場合

- ウ 苦情申立てが、当該入札・契約等と無関係な場合
 - エ 苦情申立てが、軽微な又は無意味な場合
 - オ 利害関係者以外からの申立ての場合
 - カ 委員会による検討が適当でない場合
 - キ 客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められる場合
 - ク 苦情申立ての根拠となる証拠及び記録書類等が不備又は不適正である場合
 - ケ その他アからクまでに類するもの
- ② 苦情申立ての却下は、申立書を受理した日の翌日から起算して10日以内に回答書により行う。

(5) その他の事務

当局の契約事務担当者、工事起工担当者及び工事施工担当者は、公表事項に係る一般的な問い合わせに対し、迅速に対応すること。

(6) 入札手続等の執行

苦情の申立ては、原則として、入札・契約手続の執行及び工事の施工を妨げるものではない。

(7) 再度の苦情申立て及び委員会への付議等

- ① 事前審査の結果、上記2の(3)の回答書を受理した申立者のうち、回答書による説明に対して不服がある者は、回答書を受理した日の翌日から起算して10日以内に、再度、書面により局長に対して苦情申立てを行うことができる。
- ② 再度、苦情の申立てを受けた局長は、東京都入札監視委員会運営要領第四の6の(1)の規定により、委員会に対し速やかに審議を依頼するか又は同要領第四の6の(3)の規定により、申立てを却下することができる。
- ③ ②による委員会に対する審議の依頼又は申立ての却下のほか、再度の苦情申立てに係る手続は、東京都入札監視委員会運営要領第四の6の各規定による。

(8) 苦情申立てについての周知等

この要領が適用される工事請負契約の事案について、苦情申立てができる旨の周知を次により行うものとする。

- ① 総合評価方式若しくは技術提案型競争入札方式による一般競争入札又は総合評価方式若しくは技術提案型競争入札方式による希望制指名競争入札方式にあっては、技術資料作成要領又は技術資料の提出を求める際に配付する資料等に、別表-1のうち①ア(ア)及び(イ)、①イ、②ア(ア)及び(イ)並びに②イに掲げる苦情申立てができる旨を明記すること。
- ② 低入札価格調査方式の場合にあっては、別表-1のうち①ウ及び②ウに掲げる申立てができる旨を工事発注予定表等に明記することにより周知すること。
- ③ その他入札にあっては、別表-1のうち①エ及び②エに掲げる申立てができる旨を公告、工事発注予定表等に明記することにより周知すること。
- ④ 随意契約方式にあっては、別表-1のうち③に掲げる苦情申立てができる旨を随意契約理由書の公表の際に明記すること等により周知すること。

(9) その他

- ① この要領による苦情処理の事前審査に係る次の事務については、当局資産運用部契約課が事務局となって処理する。
 - ア 申立書の受理

イ 事前審査の開催及び構成員の召集

ウ 関係資料等の作成又は工事起工担当部署若しくは工事施工担当部署への関係資料等作成の依頼

エ 必要がある場合に、申立者及び苦情申立てを受けた事案の関係者への事情聴取の手續

オ 局長に対する事前審査構成員による審査結果の報告

カ 回答書の作成及び申立者への回答

キ その他事前審査の事務処理に必要な事項

② 再度の苦情申立てに係る事務については、当局資産運用部契約課が事務局となって処理する。

③ この要領に定める以外の委員会に係る事務手續等については、東京都入札監視委員会運営要領の各規定に従って処理する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(別表－１)

種 別		利害関係者	苦情申立の 範囲
①一般競争入札	ア 総合評価方式の場合	(ア) 技術資料を提出した者のうち、当局から技術提案非採用の通知を受理した者	非採用理由
		(イ) 総合評価競争入札方式における非落札者	非落札理由
	イ 技術提案型競争入札方式の場合	技術資料を提出した者のうち、当局から技術提案非採用の通知を受理した者	非採用理由
	ウ 低入札価格調査方式の場合	調査基準価格を下回った入札について調査を行った結果、当該契約内容に適合した履行がされないと判断された当事者	履行能力がないと判断された理由
	エ その他全般	入札参加資格がないと判断された当事者	入札参加資格がないと判断された理由
②希望制指名競争入札	ア 総合評価方式の場合	(ア) 技術資料を提出した者のうち、当局から技術提案非採用の通知を受理した者	非採用理由
		(イ) 総合評価競争入札方式における非落札者	非落札理由
	イ 技術提案型競争入札方式の場合	技術資料を提出した者のうち、当局から技術提案非採用の通知を受理した者	非採用理由
	ウ 低入札価格調査方式の場合	調査基準価格を下回った入札について調査を行った結果、当該契約内容に適合した履行がされないと判断された当事者	履行能力がないと判断された理由
	エ 通常の指名競争入札の場合	当該入札参加を希望したにもかかわらず、指名されなかった者	非指名理由
③随意契約 （地方公営企業法施行令第21条の14第2号から第8号による場合）		当該契約と同一の工事種別、等級に対応する入札参加資格を有する者で、当該契約の相手方として選定されなかった者で当該契約を履行できることを証明できる者	当該契約の相手方として選定されなかった理由

申 立 書

○年○月○日

東京都交通局長 殿

(申立者の住所・商号・氏名等)

〒○○○-○○○○

東京都○○区(市)○○町○-○-○

TEL ○○○○○○○○○

商号又は名称 ○○○○○

代表者氏名 ○○○○○

1 申立ての対象となる工事名
工事名 ○○○○○工事

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項

回 答 書

○ 年 ○ 月 ○ 日

(申立者の商号・氏名等)

商号又は名称 ○○○○○

代表者氏名 ○○○○○ 殿

東京都交通局長 印

1 申立ての対象となる工事名
工事名 ○○○○○工事

2 不服のある事項

3 2の主張に対する回答